

居宅介護支援事業所

ケアマネ **あじさい**

重要事項説明書

有限会社 トータルケア

居宅介護支援のサービス提供の開始に当たり、労働厚生省令第 38 号第 4 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 提供するサービス

*居宅サービス計画の作成

- ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- あなたの了解を得て、主治の医師等に意見をお尋ねすることがあります。
- 介護支援専門員を中心に、サービス担当者会議を開いて検討をします。
- サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。
- サービス事業者の選定にあたっては、複数のサービス事業者等の紹介を求めることができます。
- サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- あなたやご家族の希望をお聞きし、特定の事業所に偏る事なくサービス計画を公平中立に作成します。

*情報の提供

*要介護認定の申請、変更の代行

*関連事業者等の連絡調整

*医療機関との連携

- 入院された際、早期から医療機関との連携を取らせて頂く為、入院先に担当介護支援専門員の氏名と連絡先をお伝え下さい。
- あなたの心身または生活の状況において、主治の医師などの助言が必要と判断した場合には、その情報を提供します。
- 医療サービスの利用を希望される場合、主治の医師などに意見を求め、サービス計画を交付します。

*給付管理票の作成・提出

毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

- (1) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止のために適切なサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
- (3) あなたや、ご家族の求めに応じて、サービスに関する記録等の開示を行います。

2. 担当の職員

•あなたを担当する介護支援専門員は()です。

- (1) 職員はいつも身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。
- (2) 当事業所の苦情処理担当責任者は、鈴木美紀です。苦情等ありましたらご遠慮なくご連絡下さい。(電話番号0573-55-0065)

3. 担当職員の変更

あなたはいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。その場合変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業所は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

4. 利用料

居宅介護支援に関する費用は以下のとおりです。

要支援・要介護の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。

保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、一ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当事業所からお渡りするサービス提供証明書を後日、各市町村の担当課の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

交通費はサービス提供・実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。(1 kmあたり 20 円)

5. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

6. 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

7. 虐待防止に関する事項について

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、秘密保持義務の例外として、市に通報するものとします。

8. ハラスメントの防止対策

- (1) 従業員は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が担当職員その他の従業員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9. 感染症対策

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 当事業所の従業員の清潔の保持及び、健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び、備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (6) 感染症の予防及びまん延の防止のため、事業所からの要請及び情報提供について理解と協力を求めます。

10. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、継続的に業務を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1. 事業者

事業者の名称	トータルケア
事業者の所在地	岐阜県恵那市明智町 1101 番地 5
法人種別	有限会社
代表者	代表取締役 田北浩二
電話番号	0573-54-3553
指定年月日及び指定番号	平成 16 年 9 月 21 日 第 2035-02-002102 号

2. ご利用の事業所

事業所の名称	ケアマネ あじさい
事業所の所在地	岐阜県恵那市明智町 1110 番地 5
管理者	鈴木美紀
電話番号	0573-55-0065
ファクシミリ番号	0573-55-0075
指定事業所番号	第 2171700616 号

3. 事業の実施地域

実施地域	恵那市明智町 恵那市串原 恵那市山岡町
------	---------------------

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	ケアマネあじさいの介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護支援業務を提供することを目的とする。
施設運営の方針	要介護者又は要支援者が、その有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活が営むことが出来るように、要介護者または要支援者の選択と意思決定権を最大限尊重し、あらゆる社会資源を活用して総合的・効果的なサービスが提供される支援することとする。

5. 職員の職種、人数及び職務内容

職員の職種人数	区 分				常 勤 換 算 後 の 人 数	保 有 資 格 の 内 容
	常 勤		非 常 勤			
	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者		1			1	主任介護支援専門員
介護支援専門員	1	1	1		2.5	介護支援専門員

6. 職員の勤務体制

職 員 の 職 種	勤 務 体 制		休 暇
管 理 者	勤務時間	午前 8 : 30 分～午後 5 : 30 分	4 週 8 休
介護支援専門員	勤務時間	午前 8 : 30 分～午後 5 : 30 分	4 週 8 休

7. 営業日

営 業 日 と 営 業 時 間	毎週月曜日から金曜日までの午前 8 : 30 から午後 5 : 30 までとする。その他の時間と土日国民の祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までは、電話にて対応します。 電話番号 0573-55-0065
--------------------	---

8. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、家族、主治医への連絡等、必要な措置を講じます。

医 療 機 関 等	医療機関等名称： 主治医等の名称： 電話番号：
緊 急 連 絡 先	氏 名 ： 電話番号：

9、 苦情申し立て窓口

ご利用者 ご相談窓口	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで 電話 0573-55-0065 面接 ケアマネあじさい 担当者 鈴木美紀
事業実施地 域の市役所	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで 電話 恵那市役所 0573-26-2111 面接 高齢福祉課 介護保険係
国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで 電話 058-273-1111
窓口の休業は	7. 営業日と同じ	
郵便での相談 苦情申し立	〒500-8385 岐阜市奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 国保連合会介護保険苦情処理係宛	

平成 19年 1 月 1 日

改訂日 平成 22 年 3 月 21 日

改訂日 平成 26 年 3 月 1 日

改訂日 平成 27 年 4 月 1 日

改訂日 2018 年 1 月 22 日

改訂日 2018 年 4 月 1 日

改訂日 2021 年 4 月 19 日

改定日 2024 年 3 月 26 日